

横浜市市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

「横浜市入札・契約制度改革検討委員会」が中間答申を提出しました

「横浜市入札・契約制度改革検討委員会」委員長が、『中間答申』を市長に提出しましたので、お知らせします。

また、委員会の今後の予定をお知らせします。

1 中間答申 別紙のとおり

2 今後の予定

パブリックコメント

今回の中間答申について、市民の皆様から広く意見・提案を募集します。

募集期間

平成15年10月17日(金)～11月7日(金)

提出方法

各区役所広報相談係で配布する専用用紙
または市ホームページで

事業者アンケート

建設業者を対象に入札・契約制度についてのアンケートを実施します。

日程

平成15年10月14日(火)～10月31日(金)

対象

本市入札参加資格を有する方
(市内企業及び準市内企業)

中間答申に対する意見を聴く会

市民オンブズマンや入札・契約制度改革により直接影響のある事業者団体などから、中間答申に対する意見を公開の場で伺います。

日時 平成15年10月28日(火) 午前10時30分～正午

場所 開港記念会館 2階6号室

入場 無料(先着90人まで)

3 その他

これまで開催された委員会の資料及び議事要旨については、横浜市のホームページに掲載しています。

(URL <http://www.city.yokohama.jp/me/zaisei/keiyaku/kentoiinkai/index.html>)

入札・契約制度改革検討委員会の中間答申一覧

(H15.10.8)

項目	現 行	提言の方向性
1 不正行為の防止策の構築		
指名停止措置等の強化	本市談合：3か月～12か月	厳罰化をすべきである。
損害賠償条項の設定	未設定	設定すべきである。
入札等監視委員会の設置	未設置	設置すべきである 〔機能について継続して検討する〕
一般競争入札の対象範囲の拡大	政府調達協定対象工事(22.2億円以上)で実施	対象範囲を拡大すべきである。
指名競争入札における指名基準の見直し	行政区区分、希望順位、受注状況等の指名基準により選定	指名基準を整理すべきである。
予定価格の事前公表の拡大	原則として1億円以上の工事を実施	さらに公表範囲の拡大をすべきである。
最低制限価格及び低入札調査基準価格の事前公表	未実施	試行的に実施すべきである。
2 競争性・透明性の向上		
一般競争入札の対象範囲の拡大(提言1 再掲)	政府調達協定対象工事(22.2億円以上)で実施	対象範囲を拡大すべきである。
業者格付の見直し	業者格付(3～4ランク)に応じて発注	より簡素化すべきである。
競争促進的要因の拡充	優良業者、災害協力業者の優先指名	評価基準を明確化したうえで拡充すべきである。
低入札価格調査制度の対象範囲の拡大	政府調達協定対象工事は低入札価格調査制度、それ以外は最低制限価格制度	対象範囲を拡大すべきである。
多様な入札方式の採用	契約後V Eの実施	入札時V E、総合評価方式及び設計・施工一括方式の採用を検討すべきである。
共同企業体の活用	共同企業体は積極的活用、混合入札は未採用	共同企業体の本来の趣旨に沿った採用を検討すべきである。
3 工事の質の確保		
監督、検査体制の充実	監督、完成検査を実施	監督、検査を強化すべきである。
発注者支援データベースの有効活用	1億円以上の工事で活用	活用範囲を拡大すべきである。
工事成績の活用	指名基準の一つ	優良業者の一層の優遇策を検討すべきである。
4 市内企業の活性化		
市内企業優先枠の土俵づくり	原則として市内企業に優先発注	様々な意見もあり、今後も引き続き検討する。
市内企業の下請としての活用	入札参加資格申請者及び落札者に要請	
分離・分割発注の見直し	実施	コスト面を考慮した分割発注を実施すべき

入札・契約制度改革 方向性の提言

(中間答申)

平成15年10月8日

横浜市入札・契約制度改革検討委員会

はじめに

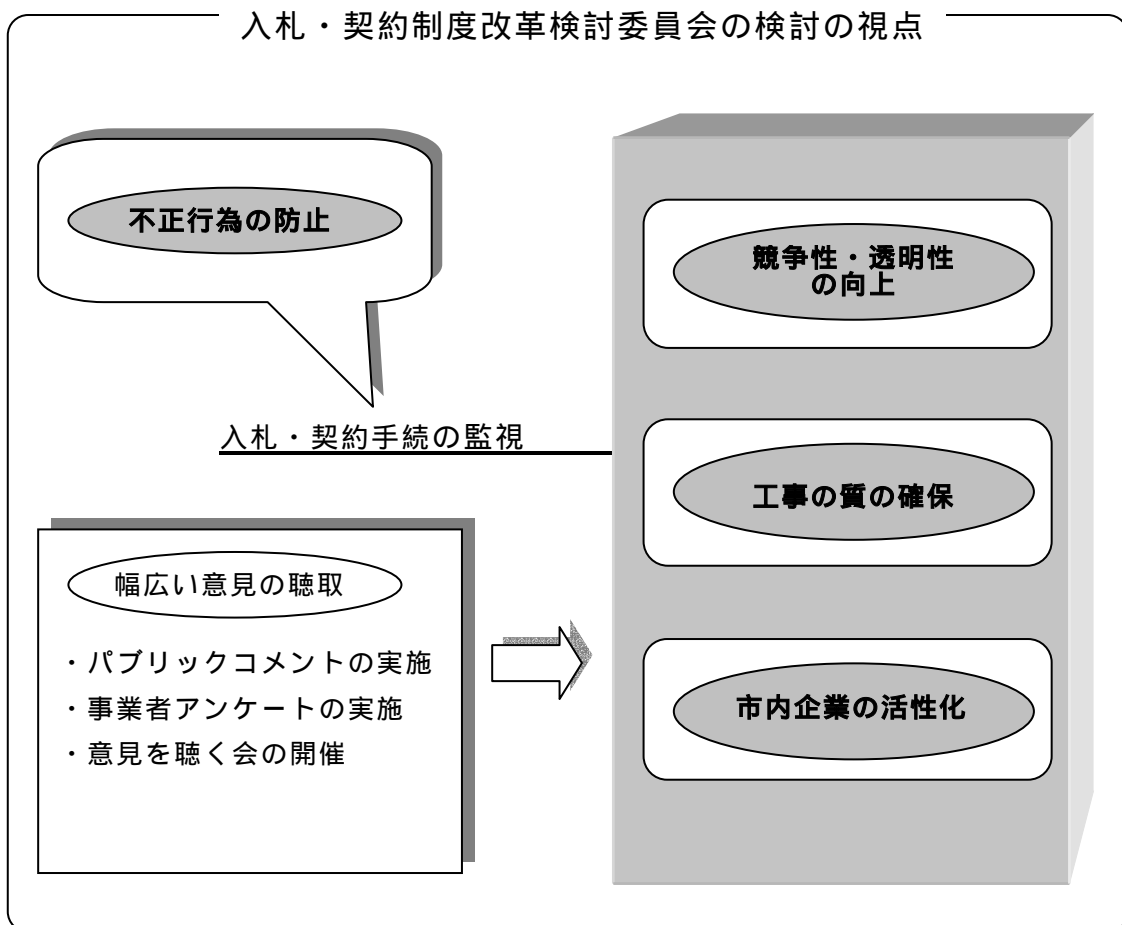
入札・契約制度改革検討委員会は、先の競売入札妨害事件を契機に、平成 15 年 8 月 22 日、市長から横浜市の公共工事の入札・契約制度の改革について、「談合や入札に係る不祥事等の不正行為の防止を第一とし、入札における競争性・透明性の向上や工事の質の確保、さらには市内企業の活性化など」様々な角度から幅広く検討するよう諮問を受けました。

当委員会は、平成 15 年 8 月 22 日の第 1 回、9 月 4 日の第 2 回、9 月 29 日の第 3 回にわたり、横浜市における公共工事の入札・契約制度の現状と課題を分析・検討し、その改革の方向性について中間的にとりまとめたので、答申します。

平成 15 年 10 月 8 日

目 次

提言 1 「不正行為の防止策の構築」	1
提言 2 「競争性・透明性の向上」	2
提言 3 「工事の質の確保」	3
提言 4 「市内企業の活性化」	4
入札・契約制度改革検討委員会の検討経過及び今後の予定	5
入札・契約制度改革検討委員会委員名簿	5



提言 1 不正行為の防止策の構築

指名停止措置等の強化など、不正行為に対する抑止策を講じるとともに、価格情報の事前公表等による不正行為の入り込む余地のない入札・契約制度を構築すべきである。

具体策

項目	現行	方向性の提言
指名停止措置等の強化	本市談合：3か月～12か月	厳罰化をすべきである。
損害賠償条項の設定	未設定	設定すべきである。
入札等監視委員会の設置	未設置	設置すべきである 〔機能について継続して検討する。〕
一般競争入札の対象範囲の拡大	政府調達協定対象工事(22.2億円以上)で実施	対象範囲を拡大すべきである。
指名競争入札における指名基準の見直し	行政区区分、希望順位、受注状況等の指名基準により選定	指名基準を整理すべきである。
予定価格の事前公表の拡大	原則として1億円以上の工事を実施	さらに公表範囲の拡大をすべきである。
最低制限価格及び低入札調査基準価格の事前公表	未実施	試行的に実施すべきである。

提言 2 競争性・透明性の向上

入札の競争性、透明性に優れた入札方式の対象範囲を拡大すべきである。また、入札時の諸条件については、競争促進的要因を採用すべきである。さらに、価格のみでなく、高い技術力等を持った業者の提案を評価できるような多様な入札方式の採用も検討すべきである。

具体策

項目	現行	方向性の提言
一般競争入札の対象範囲の拡大(提言1再掲)	政府調達協定対象工事(22.2億円以上)で実施	対象範囲を拡大すべきである。
業者格付の見直し	業者格付(3～4ランク)に応じて発注	より簡素化すべきである。
競争促進的要因の拡充	優良業者、災害協力業者の優先指名	評価基準を明確化したうえで拡充すべきである。
低入札価格調査制度の対象範囲の拡大(注1)	政府調達協定対象工事は低入札価格調査制度、それ以外は最低制限価格制度	対象範囲を拡大すべきである。
多様な入札方式の採用(注2)	契約後VEの実施	入札時VE、総合評価方式及び設計・施工一括方式の採用を検討すべきである。
共同企業体の活用	共同企業体は積極的活用、混合入札は未採用	共同企業体の本来の趣旨に沿った採用を検討すべきである。

注1 低入札価格調査制度

最低入札価格が調査基準価格を下回ったときに、その価格によって工事が適正に履行されるかどうかを調査して落札者を決定する制度。

注2 多様な入札方式

(入札時VE)(VE = バリュエンジニアリング)

入札手続の中で工法・材料等の提案を求める方式。

(総合評価方式)

落札決定にあたって、価格以外の技術的要件も併せて評価し、落札者を決定する方式。

(設計・施工一括方式)(DB = デザインビルド方式)

設計、施工を一括して同一業者に発注する方式。

提言 3 工事の質の確保

工事監督、検査体制の充実を図り、不良・不適格業者の徹底した排除を実施し、工事の質の確保を図る必要がある。また、工事成績の良い業者を優遇する施策等を採用することも検討すべきである。

具体策

項目	現行	方向性の提言
監督、検査体制の充実	監督、完成検査を実施	監督、検査を強化すべきである。
発注者支援データベースの有効活用	1億円以上の工事で活用	活用範囲を拡大すべきである。
工事成績の活用	指名基準の一つ	優良業者の一層の優遇策を検討すべきである。

提言 4 市内企業の活性化

分離、分割発注にあたっては、コスト面を考慮したうえで、実施すべきである。

具体策

項目	現 行	方向性の提言
市内企業優先枠の土俵づくり	原則として市内企業に優先発注	〔 様々な意見もあり、今後も引き続き検討する。(注) 〕
市内企業の下請としての活用	入札参加資格申請者及び落札者に要請	
分離・分割発注の見直し	実施	コスト面を考慮した分割発注を実施すべきである。

(注) 委員意見

市内企業の保護・育成は、入札・契約制度で行うのではなく、別の振興策、例えば、低利の融資や助成などで行うべき。

市内経済活性化の観点から、市内企業優先を進めるべき。

もともと市内企業は施工場所に近く、入札で有利な状況にあるのだから、敢えて優先する必要はない。市外業者を排除する理由はない。市外業者と競争することにより、市内企業も活性化するのではないか。

地元企業を優先するのは、他都市でもやっている。ほとんどの工事は市内企業で施工できる。市内の枠の中で活発に競争してほしい。

建設業は市内経済においてウェイトが大きいこと、経済波及効果が大きいこと、どこの都市もやっていることから、市内企業優先すべき。

市内企業

登録簿上の本店及び建設業法上の主たる営業所の両方を市内に有する企業

市外企業

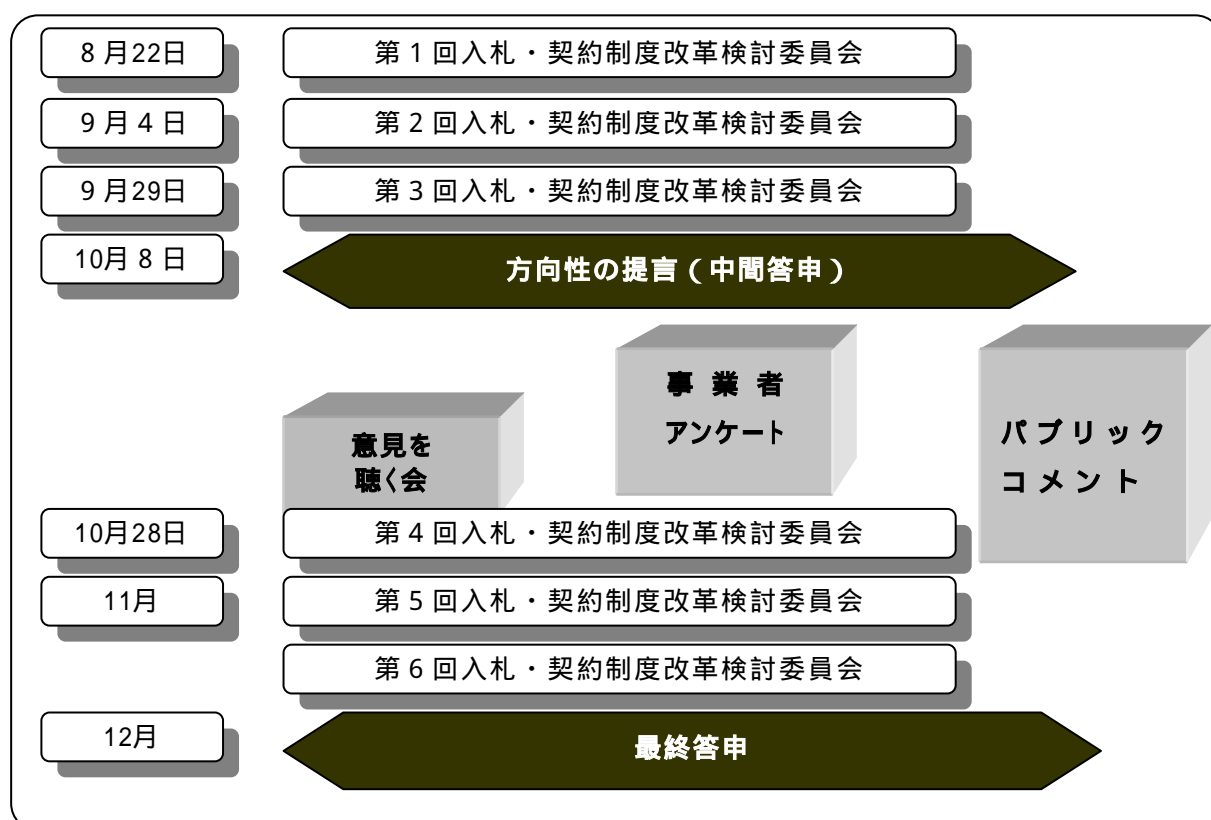
市内企業以外の企業

中間答申のまとめにあたり

開催された3回の委員会において、多方面にわたる活発な議論がなされ、それらの中で大勢を占めた意見を中心にとりまとめました。

なお、当委員会としては、検討すべき事項もあるので、今後もパブリックコメントなどを通して、市民の意見を幅広く聴取し、本年12月初旬を目標に、最終答申する予定です。

< 入札・契約制度改革検討委員会の検討経過及び今後の予定 >



< 入札・契約制度改革検討委員会委員名簿 >

委員長	村上 政博	一橋大学大学院教授
委員	北田 幸三	弁護士
委員	斎藤 寿臣	横浜信用金庫理事長
委員	寺嶋 由子	弁護士
委員	中村 徹	社団法人横浜建設業協会会長
委員	西谷 剛	横浜国立大学大学院教授

(五十音順)